

生産緑地の買取申出にかかる手続きの流れ

事前相談
(都市計画課・農業委員会)

買取申出事由
30年経過 or 死亡 or 故障

内容審査後、認定通知書の発行
※発行には、1週間程度有します。
「農業の主たる従事者についての証明願」の添付書類で認定通知書の写しが必要となりますので余裕を持って申請してください。

30年経過

死亡

故障

農業従事を不可能とする
故障の認定申請 (都市計画課)

農業の主たる従事者についての
証明願 (農業委員会)

窓口：市役所 2 階 経済課
毎月 5 日 〆切
月末証明書発行予定

買取申出 (都市計画課)

(書類が全て揃った日)

受理通知と同日

審査

1週間程度

受理通知 (都市計画課)

道連れ解除がある場合

所有者へ通知
月 日

納税猶予がある場合

税務署へ通知
月 日

買取希望照会 (都市計画課)
・愛知県知立建設事務所
・市関係各部署

照会： 月 日
回答： 月 日

約 2 週間

買取判定協議
・土地対策会議 (企画政策課)
買取る or 買取らない

依頼： 月 日
判定： 月 日

約 1 週間

買取担当課決定

買取らない旨の通知
(都市計画課)

買取る旨の通知
(都市計画課)

予算
・土地開発公社
・土地取得特別会計

農林漁業希望者への斡旋
(農業委員会)

依頼： 月 日
回答： 月 日

斡旋結果
成立 or 不成立

価格の協議
成立しない場合には収用委員会への裁決申請

不成立 成立

生産緑地の行為制限
解除通知
(都市計画課)

生産緑地として
農地等の管理

法律の目的に沿った
適切な管理
(公園、公共施設等)

3か月後

月 日

生産緑地の買取り申出に係る提出書類一覧

No.	提出書類名	備考	チェック
1	生産緑地買取申出書 (様式2)	実印を押印すること	
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者 についての証明書の写し	農業委員会(知立市役所2階 経済課 農政係) ※ 毎月5日締切(月末に証明書発行)	
3	買取り事由を証明する書類 (死亡 or 故障)	死亡の場合 … 戸籍抄本等(写し可) 故障の場合 … 認定通知書の写し	
4	登記簿謄本 (写し可)	買取り申出をする土地の登記簿謄本(全部事項)	
5	印鑑証明書 (原本還付可)	・申出書に押印された実印の印鑑証明書が必要 ・申出事由が死亡の場合は、相続関係者全員の印鑑証明書が必要 (No.8の書類に押印)	
6	公図 (写し可)	・市役所1階税務課もしくは法務局で発行 ・買取り申出をする生産緑地が分かるように明示	
7	位置図	・住宅地図もしくはグーグルマップ等の地図等 (市役所4階都市計画課で発行の白図でも可) ・買取り申出をする生産緑地が分かるように明示	
8	買取り申出に対する同意書 (任意書式)	申出事由が死亡の場合で、相続が完了していない場合、相続関係者全員の署名・押印(実印・印鑑証明書)が必要 ※ 相続関係がわかる書類(戸籍謄本と相続図もしくは被相続人法定相続情報)を添付すること	
9	道連れ解除に対する承諾書	当該買取り申出により道連れ解除となる生産緑地がある場合、当該生産緑地の所有者等による署名・押印が必要 ※ 買取り申出事由が故障の場合は、事前に提出済みのため添付不要	
10	抵当権の消滅に対する同意書	相続税の納税猶予を受けている生産緑地を買取り申出する場合、相続及び利子税の処分についての同意書が必要	

※ 買取り申出事由により提出書類が異なりますのでご注意ください。

買取り申出事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
農業の主たる従事者の死亡	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
農業の主たる従事者の故障	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△
生産緑地地区の指定から30年経過 (特定生産緑地は除く)	○	×	×	○	○	○	○	△	△	△

※ 生産緑地地区の指定日は都市計画課にて確認可能

○: 必ず必要、△: 場合によって必要、×: 不要